

# 平成 29 年度テーマ別募金あおり応援プロジェクト助成事業実施要綱（案）

## 1 目的

青森県共同募金会（以下「本会」という。）は、NPO 団体等（以下「活動団体」という。）が行う地域課題の解決に向けて取り組んでいる活動（以下「課題解決事業」という。）を県内に広く周知し、住民の共感と賛同に基づく募金活動を展開することで、地域福祉の推進と寄付文化の発展を目的に平成29年度テーマ別募金あおり応援プロジェクト助成事業（以下「本助成事業」という。）を実施します。また、活動団体の自立持続的な活動資金確保に向けた募金活動のノウハウを提供します。

## 2 概要（仕組み）

本助成事業は、1月～3月の期間中、活動団体が赤い羽根共同募金として募金活動を行い、次年度に実施する課題解決事業の活動資金を確保するものです。但し、募金を集める際は、本会が作成した専用のチラシを用いて、寄付者に対し「事業の趣旨や内容」等を丁寧に伝え、共感や賛同を得た寄付を募ります※。活動団体に寄せられた募金額は全額助成します。また、寄せられた募金額は「住民が事業に寄せる期待度」と捉え、募金額に応じた一定額を加算して助成します。※「個人募金」と言います

## 3 対象事業及び助成基準等

### （1）対象事業

1 活動団体 1 事業とし、平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までに実施する、次の公的制度では解決できない地域の課題解決事業とします。

- ①地域から孤立をなくすための活動
- ②子どもの生活と子育てを支援するための活動
- ③障害者の就労と地域生活を支えるための活動
- ④高齢者の地域生活を支えるための活動
- ⑤地域福祉を推進するための活動
- ⑥災害対策のための活動
- ⑦更生保護を目的にした活動
- ⑧その他福祉課題を解決するための活動

### （2）助成対象

原則として、課題解決事業に必要な直接的な経費（謝金、消耗品等を含む）とします。

### （3）助成額等

助成額は、団体に寄せられた募金額に加算額を加えた額とします。加算額は次の表を目安としますが、事業内容を勘案し予算の範囲内で調整します。

団体に寄せられた募金額	助 成 額
0～20 万円未満	寄せられた募金額のみ
20 万円～50 万円未満	寄せられた募金額 + 加算額 10 万円
50 万円～100 万円未満	寄せられた募金額 + 加算額 20 万円
100 万円以上	寄せられた募金額 + 加算額 30 万円

#### (4) 助成事務手数料について

募金の入金管理や広報用資材作成費として、活動団体に寄せられた募金額の10%を事務手数料としてご負担いただきます。ただし、寄せられた募金額が20万円未満の場合は必要ありません。

#### 4 対象団体

次の要件を全て満たしている活動団体です。

- ① 地域の社会課題を解決するための活動であること。
- ② 課題解決事業の必要性を広く住民に伝え、共同募金の一環として自ら募金活動に参加できること。
- ③ 原則として、青森県内で活動する民間の非営利団体（法人格の有無は問わない）であること。
- ④ 3人以上の会員で組織され、団体としての活動実績が1年以上あり、事業内容及び会計情報を公開できること。
- ⑤ 市町村社会福祉協議会からの助成（配分）事業でないこと。
- ⑥ 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。

#### 5 応募の方法

活動団体エントリー用紙（様式第1号）に必要事項を記入し、添付書類を添えて本会に提出してください。※応募用紙等は本会ホームページからダウンロードできます。

- 応募期間 平成29年8月1日（火）から21日（月）まで
- 提出先 〒030-0822青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ4階  
青森県共同募金会 テーマ別募金係  
TEL017-722-2169 FAX017-722-2160

#### 6 参加団体の決定

配分委員会の審査を経て決定します。但し、応募数が多数の場合は、実行委員会を設置し、選考のうえ、配分委員会の審査を経て決定します。

#### 7 募金活動等について

- (1) 募金期間 平成30年1月1日（月）から3月31日（土）まで
- (2) 募金方法 募金振込用紙付周知用チラシを用いた個人募金
- (3) 募金資材 活動団体と内容等を協議し、本会が募金振込用紙付周知用チラシを作成します。  
（各団体2,000枚）
- (4) その他 前日までに振込まれた募金額はホームページ上でお知らせします。また、寄付金額詳細や名簿については、1月～2月は月1回、3月は10日毎にお知らせします。

#### 8 助成事業の変更

平成29年度テーマ別募金エントリー団体別実績（平成30年3月31日現在）を参考にし、事業内容、総事業費又は助成額について、エントリー時から変更がある場合は、本会と協議のうえ、変更申請書（様式第2号）を提出してください。

## 9 助成金の申請

助成金の交付を受ける際は、助成申請書（様式第3号）を提出してください。

## 10 助成金の交付

助成金は、助成金交付通知の後に交付します。

## 11 助成決定の取消

次の要件のいずれかに該当する場合は、助成決定を取消し、助成金の全部または一部の返還を求める場合があります。

- (1) 本要綱に違反している場合
- (2) 提出した書類に虚偽がある場合
- (3) 助成決定した事業内容以外の事業等に助成金を充当した場合
- (4) 必要な報告を怠った場合
- (5) その他、本会の指示に従わない、または不相当と認められた場合

## 12 助成金の剰余が生じた場合

事業実施後、助成金の剰余が発生した場合は、剰余額全額を本会に返還いただきますが、該当団体が翌年度に行う同課題解決事業に再助成することができます。

但し、当該団体が翌年度、本事業に参加しない場合、又は同課題解決事業を実施しない場合は本会の一般募金としての取扱とします。

## 13 助成事業の完了

助成事業が完了したときは、事業年度終了後1ヶ月以内に完了報告書（様式第4号）を提出してください。

## 14 事業完了までのスケジュール

	内 容	時 期	備 考
1	エントリー締切	8月21日（月）まで	様式第1号
2	実行委員会※	9月	
3	エントリー団体決定	11月上旬	配分委員会にて決定
4	エントリー団体説明会	11月中旬	
5	チラシの作成	12月	
6	募金活動実施	平成30年1月～3月	
7	活動状況中間報告会	2月中旬	必要に応じて実施
8	変更申請書・助成申請書の提出	4月	様式第2号・様式第3号
9	助成額決定・交付	5月～6月	理事会にて決定
10	課題解決事業実施	平成30年4月～平成31年3月	
11	完了報告書提出	事業年度終了後1ヶ月以内	様式第4号

※実行委員会は必要に応じて設置します。

## 15 注意事項

- (1) 本会では、10月1日から12月31日まで各世帯を対象とした戸別募金、企業を対象とした法人募金及び職域募金を実施しているため、寄付者がこれらの募金と混同しないよう、十分に説明しながら募金活動を行ってください。
- (2) ポスティングやダイレクトメールなど、直接寄付者と関わることのない募金方法は禁止します。但し、関係者（活動団体の会員、個人的な関係がある者）に対し、活動団体の事業内容や個人募金である旨を記載した手紙（チラシ）等を同封している場合はこの限りではありません。

## 16 その他

本要綱に定めのない事項については、本会関係規定に基づき、活動団体と協議のうえ決定します。

## 17 提出先及び問い合わせ先

社会福祉法人 青森県共同募金会

〒030-0822 青森県青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ4階

TEL017-722-2169 FAX017-722-2160

E-mail [aomorikyoubu@ace.ocn.ne.jp](mailto:aomorikyoubu@ace.ocn.ne.jp) HP <http://akaihane-aomori.or.jp/>